

◎広島県青少年健全育成条例施行規則

制定	平成四年二月二十四日	規則第八号
改正	平成五年十二月二十四日	規則第八十五号
	平成八年十二月二十六日	規則第六十五号
	平成十四年三月七日	規則第七号
	平成十五年十二月十一日	規則第七十八号
	平成十七年八月一日	規則第七十五号
	平成十八年五月二十五日	規則第五十三号
	平成十九年三月三十一日	規則第二十五号
	平成十九年十二月二十六日	規則第九十九号

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県青少年健全育成条例(昭和五十四年広島県条例第二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(有害図書類とする図書類の内容)

第一条の二 条例第二十八条第二項第一号に規定する規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした写真又は絵を含む。)とする。

- イ 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの
- イ 大たい部を開いた姿態
- ロ 陰部、でん部又は女性の胸部を誇示した姿態
- ハ 自慰の姿態
- ニ 陰部、でん部又は女性の胸部を愛ふ又はもてあそぶ姿態
- ホ 排せつの姿態
- ヘ 緊縛の姿態

の 性交又はこれを連想させる行為
ロ 強かん、輪かんその他の陵辱行為
ハ 同性間の行為
ニ 変態性欲に基づく行為

2 条例第二十八条第二項第二号に規定する規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものの場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした場面を含む。)とする。
(有害興行の指定等の揭示)
第二条 条例第二十九条第三項の規定による揭示は、別記様式第一号により行わなければならない。

(有害がん具刃物類の内容)
第二条の二 条例第三十条第二項第一号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するがん具刃物類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 性器を模したものの又はこれに類似するもの
- 廣 性器を包み込み、性器若しくは肛門に挿入し、又は性器に装着する構造を有するもの
- ・ 全裸又は半裸の人形(気体又は液体を用いて膨張させることにより人形となるものを含む。)
- 2 条例第三十条第二項第四号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するがん具刃物類は、当該がん具刃物類用の弾丸、矢その他これに類するもの(以下「弾丸等」という。)を装着し、発射した場合において、当該弾丸等の有するエネルギーが〇・八ジュール毎平方センチメートル(水平射角で弾丸等を発射した場合に、銃口から三メートルの距離にある四隅を固定した新聞紙七枚を貫通する威力)以上を有するものとする。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二条第一項に定める「鉄砲」及び業務その他正当な理由に基づいて使用されるものについては、この限りでない。
- 3 条例第三十条第二項第五号の規定による刃体の長さの測定は、刃物の切先と当該刃物の柄部における切先に最も近い点とを結ぶ直線の長さを計ることにより行うものとする。
- 4 条例第三十条第二項第五号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するがん具刃物類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 廣 折りたたみ式ナイフのうち、刃体と柄の結合部に二本の回転軸を有し、この軸を中心に柄が二つに分かれて回転することにより、刃体を露出し、又は収納することができるものであって、かつ、刃体の先端部が著しく鋭いもの
- 廣 鑷を中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフであって、かつ、刃体の先端部が著しく鋭いもの

(自動販売機等の設置届の様式等)
第三条 条例第三十二条第一項の規定による届出は、別記様式第二号に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- 廣 自動販売機等の設置場所付近の見取図
- 廣 別記様式第二号の二による条例第三十二条の二第二項第一号に規定する自動販売機等管理者としての権限を証明する書類

2 要件を証明することができる書類又はその写し
次に掲げる事項とする。
廣 自動販売機等の設置主体
廣 自動販売機等の設置場所の提供者の氏名、住所及び電話番号
廣 自動販売機等の収納物の種類
廣 自動販売機等の稼働開始年月日

3 条例第三十二条第二項の規定による届出は、自動販売機等設置

- 届に係る事項に変更を生じたときにあっては別記様式第三号に次の各号に掲げる書類を添付し、届出に係る自動販売機等の稼働を廃止したときにあっては別記様式第四号により行わなければならない。
- 廣 自動販売機等管理者の変更の場合は、新たな管理者に係る第一項第二号及び第三号に掲げる書類
- 廣 自動販売機等の設置場所の変更の場合は、新たな設置場所に係る第一項第一号に掲げる書類
- 4 条例第三十二条第三項に規定する届出済証は、別記様式第五号によるものとする。
- 5 条例第三十二条の二第二項第三号に規定する規則で定める要件は、未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこととする。(青少年の深夜の立入りを制限しなければならない営業業者等)
- 4 条例第三十五条第一項の規則で定める営業を営む者は、個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業を営む者及び個室又は他から見通すことが困難な区画において客に図書類を閲覧若しくは視聴させ、又はインターネットの利用をさせる営業を営む者とする。
- 2 条例第三十五条第二項の規定による揭示は、別記様式第六号により行わなければならない。

(有害図書類等の指定等の告示)
第五条 条例第三十七条の規定による告示は、指定又は指定の取消しをしようとする有害図書類等の種類及び名称並びに指定又は指定の取消しの年月日その他必要な事項を記載して行うものとする。
(営業禁止区域の基準となる施設)
第六条 条例第三十八条の三第一項第四号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 廣 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一二四条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)のうち、専ら青少年の利用に供される施設として知事が別に指定するもの
- 廣 学校教育法第一三四条第一項に規定する各種学校のうち、専ら青少年の利用に供される施設として知事が別に指定するもの
- ・ 前二号に掲げるもののほか、専ら青少年の利用に供される施設で別表に掲げるもの

(利用カード自動販売機への表示)
第七条 条例第三十八条の四第三項の規定による表示は、別記様式第七号により行わなければならない。
(広告物の掲出又は表示の基準)
第八条 条例第三十八条の六第一項ただし書及び第五項に規定する規則で定める広告物は、条例第三十八条の二第一項のテレホンクラブ等営業所又は条例第三十八条の三第一項の利用カード等

の

販売所が設置されている建物又はその敷地内における各広告物で一の営業所当たりのそれらの表示面積を合わせて十平方メートル以下のものとする。

(頒布禁止物品)

第九条 条例第三十八条の七第一項に規定する規則で定める物品は、その物品を入れ、若しくは包んでいる物又はその物品自体にテレホンクラブ等営業に関する名称若しくは電話番号又は利用カード等販売業に関する名称若しくは所在地が記載されている物品とする。

附則

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附則 (平成五年十二月二十四日規則第八十五号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附則 (平成八年十二月二十六日規則第六十五号)

1 この規則は、平成九年一月一日から施行する。

2 広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(平成八年広島県条例第十八号)附則第八項に規定する規則で定める広告物は、広島県青少年健全育成条例(昭和五十四年広島県条例第二号)第三十八条の二第一項のテレホンクラブ等営業所又は同条例第三十八条の三第一項の利用カード等販売所が設置されている建物又はその敷地内における各広告物で一の営業所当たりのそれらの表示面積を合わせて十平方メートル以下のものとする。

附則 (平成十四年三月七日規則第七号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成十五年十二月十一日規則第七十八号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成十七年八月一日規則第七十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成十八年五月二十五日規則第五十三号)

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

附則 (平成十九年三月三十一日規則第二十五号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成十九年十二月二十六日規則第九十九号)

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。